



宮 崎 県 公 報

平成22年10月4日(月曜日) 第 2223 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) 1

告 示

○保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 2

○宮崎県屋外広告物条例施行規則別表第 4 規制地

域等の部第 3 種規制地域等の項第 2 号の規定に

より知事が指定する区域を廃止する告示……………(都市計画課) 2

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(経・備・数・録課) 2

正 誤

○平成19年12月26日付け県公報(号外第 122号)中…………… 2

○平成22年 7 月29日付け県公報(第2204号)中…………… 2

○平成22年 9 月 9 日付け県公報(第2216号)中…………… 3

規 則

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第39号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則(平成5年宮崎県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
(登録申請書の添付書類) 第31条 [略] 2・3 [略]	(登録申請書の添付書類) 第31条 [略] 2・3 [略] 4 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定により本人確認情報(同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。)を利用することができるときは、登録申請者は、第2項第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。																		
(変更の届出) 第33条 [略] 2 [略]	(変更の届出) 第33条 [略] 2 [略] 3 第31条第4項の規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、同条第4項中「登録申請者は、第2項第5号に掲げる書類」とあるのは「 <u>条例第33条の5第1項の規定による届出をしようとする者は、住民票の抄本</u> 」と読み替えるものとする。																		
別表第4(第8条、第12条及び第18条関係)	別表第4(第8条、第12条及び第18条関係)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地 域 又 は 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>規 制 地 域 等</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第3種規制地域等</td> <td>1 第3条に規定する区域のうち、用途地域(近隣商業地域及び商業地域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域で、知事が指定する区域に限る。)の区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の8の2第1項の規定により定められ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地 域 又 は 場 所	[略]	[略]	規 制 地 域 等	[略]	第3種規制地域等	1 第3条に規定する区域のうち、用途地域(近隣商業地域及び商業地域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域で、知事が指定する区域に限る。)の区域		2 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の8の2第1項の規定により定められ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地 域 又 は 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>規 制 地 域 等</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第3種規制地域等</td> <td>第3条に規定する区域のうち、用途地域(近隣商業地域及び商業地域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域で、知事が指定する区域に限る。)の区域</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地 域 又 は 場 所	[略]	[略]	規 制 地 域 等	[略]	第3種規制地域等	第3条に規定する区域のうち、用途地域(近隣商業地域及び商業地域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域で、知事が指定する区域に限る。)の区域
区 分	地 域 又 は 場 所																		
[略]	[略]																		
規 制 地 域 等	[略]																		
第3種規制地域等	1 第3条に規定する区域のうち、用途地域(近隣商業地域及び商業地域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域で、知事が指定する区域に限る。)の区域																		
	2 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の8の2第1項の規定により定められ																		
区 分	地 域 又 は 場 所																		
[略]	[略]																		
規 制 地 域 等	[略]																		
第3種規制地域等	第3条に規定する区域のうち、用途地域(近隣商業地域及び商業地域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域で、知事が指定する区域に限る。)の区域																		

た再開発地区計画の区域で、知事が指定する区域

[略]

[略]

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 684号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年10月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字南方字柳迫6551-1・6553-1・6553-9・6553-カ・6553-タ・6553-レ・6553-ワ・6553-17・6553-18・6553-24（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）
2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字柳迫6551-1・6553-9（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 685号

宮崎県屋外広告物条例施行規則別表第4規制地域等の部第3種規制地域等の項第2号の規定により知事が指定する区域（平成8年宮崎県告示第464号の3）は、廃止する。

平成22年10月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成22年10月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

正 誤

平成二十二年十月一日付け県公報（号外第二二二二号）中

Table with 4 columns: No., Date, Content, Correction. Row 1: 川下 1117, 別表第七の行政職給料表昇格時給付対応表中, 別表第七の行政職給料表昇格時給付対応表の項中

平成22年7月29日付け県公報（第2204号）中

Table with 5 columns: Application Date, Name, Representative Name, Main Office Location, Purpose. Row 1: 平成22年9月24日, 特定非営利活動法人良子の園保育園, 黒木 秀信, 児湯郡高鍋町大字上江8129番地, この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を

ページ	行	誤	正
8	43	その日数中に、	その日数中に

平成22年9月9日付け県公報(第2216号)中

ページ	段	誤	正
4	左	油津三丁目1-1	油津三丁目1-22